

## 「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>第 1 章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係</p> <p>租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p>(濃度の測定方法)</p> <p>5 バイオエタノール等揮発油に係るエタノール濃度及びエチルターシャリーブチルエーテル濃度の測定については、バイオエタノール等揮発油の製造、移出及び移入の都度、品確法施行規則第10条第5項又は同条第9項に規定する次のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) <u>日本産業規格（J I S K 2536-2（石油製品一成分試験方法））</u>で定める試験方法</p> <p>(2) <u>日本産業規格（J I S K 2536-4（石油製品一成分試験方法））</u>で定める試験方法</p> <p>(3) <u>日本産業規格（J I S K 2536-6（石油製品一成分試験方法））</u>で定める試験方法</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係</p>	<p>別冊</p> <p>第 1 章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係</p> <p>租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p>(濃度の測定方法)</p> <p>5 バイオエタノール等揮発油に係るエタノール濃度及びエチルターシャリーブチルエーテル濃度の測定については、バイオエタノール等揮発油の製造、移出及び移入の都度、品確法施行規則第10条第5項又は同条第9項に規定する次のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) <u>日本工業規格K二五三六一二号（石油製品一成分試験方法）</u>で定める試験方法</p> <p>(2) <u>日本工業規格K二五三六一四号（石油製品一成分試験方法）</u>で定める試験方法</p> <p>(3) <u>日本工業規格K二五三六一六号（石油製品一成分試験方法）</u>で定める試験方法</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3共通関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(数量測定)</p> <p>3 特定の用途に供する特定用途石油製品等、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p>(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を<u>日本産業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>第6節 租特法第90条の6の3《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>(非製品ガスの組成分析)</p> <p>2 1の組成分析は、<u>日本産業規格</u>(JISK2301(燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法))に定めるガスクロマトグラフ法その他適正と認められる方法により行う。</p> <p>(非製品ガスの容量)</p> <p>4 租特令第50条の2の2第10項に規定する「温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの立方メートルで表した容量」とは、<u>日本</u></p>	<p>(数量測定)</p> <p>3 特定の用途に供する特定用途石油製品等、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p>(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を<u>日本工業規格</u>に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>第6節 租特法第90条の6の3《非製品ガスに係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>(非製品ガスの組成分析)</p> <p>2 1の組成分析は、<u>日本工業規格</u>(JISK2301(燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法))に定めるガスクロマトグラフ法その他適正と認められる方法により行う。</p> <p>(非製品ガスの容量)</p> <p>4 租特令第50条の2の2第10項に規定する「温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの立方メートルで表した容量」とは、<u>日本</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="170 248 1122 328"><u>産業規格</u>（J I S M8010（天然ガス計量方法））に定める標準状態で計測した非製品ガスの通過体積をいう。</p> <p data-bbox="159 392 331 424">（原料の密度）</p> <p data-bbox="147 440 1122 711">6 租特令第50条の2の2第10項に規定する「温度十五度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の一キロリットル当たりのキログラムで表した重量」は、非製品ガスを製造した期間に使用された原料の密度を、<u>日本産業規格</u>（J I S K2249-4（原油及び石油製品一密度の求め方一第4部：密度・質量・容量の換算表））に定める方法によりそれぞれ計測し、これを加重平均して算出する。</p>	<p data-bbox="1173 248 2125 328"><u>工業規格</u>（J I S M8010（天然ガス計量方法））に定める標準状態で計測した非製品ガスの通過体積をいう。</p> <p data-bbox="1162 392 1335 424">（原料の密度）</p> <p data-bbox="1151 440 2125 711">6 租特令第50条の2の2第10項に規定する「温度十五度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の一キロリットル当たりのキログラムで表した重量」は、非製品ガスを製造した期間に使用された原料の密度を、<u>日本工業規格</u>（J I S K2249-4（原油及び石油製品一密度の求め方一第4部：密度・質量・容量の換算表））に定める方法によりそれぞれ計測し、これを加重平均して算出する。</p>